

令和6年度 読谷村育英会 募集要項

読谷村育英会では、大学・大学院・短期大学・専門学校等へ入学予定または入学後、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して学資を貸付けています。

※令和6年度より、育成会の募集は年1回（2月募集のみ）となりました。
合格が決まっていなくても事前申請できます（合格決定後の貸費開始となります）。
5月～1月に入学予定の方も申請可能です。提出遅れにご注意ください。

1 採用人数・貸費等

予定人数	種別	貸費月額	入学準備金 (※新入学生のみ)	貸費期間
60名(予定) ※申込多数の場合は 選考により決定	【県内】 大学・短大・専門学校	4万円	8万円	4月 ～ 翌年3月
	【県外】 大学・短大・専門学校	5万円	10万円	
	【国外】 大学・短期大学	5万円	10万円	入学月 ～ 12ヶ月分

- ※ 専門学校は、修業年限2年以上で都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。
- ※ 新入学生に限り、県内8万円・県外10万円・国外10万円の入学準備金を貸費することができます。希望者は申請時に申し込みください。

2 募集受付期間および提出先

令和6年2月1日(木) ～ 令和6年2月22日(木) 午後5時まで(厳守)
読谷村役場1階 読谷村教育委員会 教育総務課 (※土日・祝日除く)

3 応募資格

- (1) 本人または保護者が本村に引き続き12ヶ月以上住所を有する者
- (2) 学業・人物共に優秀な者
- (3) 他より育英資金の貸費等を受けていない者
- (4) 国内大学等の場合は、令和6年4月以降に入学予定または既に在学している者
国外大学等の場合は、令和6年4月～令和7年1月中に入学予定または既に在学している者
- (5) 特別な事情がある場合を除き、留年していない者

4 学資の貸費及び償還（返済）

（1）貸費

- ① 貸費金は無利子です。
- ② 貸費期間は、国内大学等の場合は毎年4月～翌年3月、または在学期間。国外大学等の場合は入学月から12ヶ月分、または当該学年の期間分を貸費します。（毎年申請が必要です。）

（2）償還（返済）

貸費金（奨学金）を受けた者は学資として貸費されたものであるため、**貸費終了後（卒業・辞退等）は必ず償還しなければなりません。**
償還金は直ちに学資として後輩に貸費されます。

- ① 毎月の償還金額は、貸費月額半額とします。
ただし、貸費金はいつでも繰り上げ償還することができます。
- ② 償還が6ヶ月滞った場合、保証人が責任を負うことになります。
- ③ 償還金は、**卒業翌月の6ヶ月後から開始**します。
(例：卒業が3月の場合、10月から償還開始)

5 提出書類

<申請時に提出する書類>

- （1）**貸費申請書【指定様式】**
- （2）**住民票謄本【本籍地・続柄記載のもの。また、貸費を受ける者が村外へ住所を移している場合、その者の住民票も添付】**
- （3）**在学証明書【令和6年1月1日以降に発行したものに限り】**
※新1年生に限り合格通知書の写しを添付
※申請時点で進学先が未定の場合は、決定後ただちに合格通知書(写)を提出すること（確認後に貸費開始となります）。
※国外大学の者は、翻訳された書類も添付
- （4）**令和5年度(令和4年分)の課税証明書**
※税扶養に入っている方を除いた同一世帯全員分

※ 提出書類を全て揃え、当育英会窓口へ提出してください。（郵送不可）

<後日提出する書類>

- （5）**成績証明書【現学年のもの。新1年生は、最終学歴のもの】（郵送可）**
※現学年の成績が確定され次第、ただちに追加提出すること
※国外大学の者は、翻訳された書類も添付すること

6 採用決定通知

貸費生の選考は、申請書等の書類に基づき理事会の審査を経て決定します。
採用の可否については、**3月上旬頃**に申請時に指定した宛先へ通知します。

7 採用決定後の手続き

※採用決定後送付する以下の書類は、提出期日が3月中旬頃までになっており、決定から提出までの日数が大変短くなっており、遅延した場合は貸費開始が遅れてしまいますので、保証人への依頼は事前にお済ませください。

(1) 誓約書の提出

貸費生として決定された者が貸費金の交付を受けるためには、誓約書の提出が必要となります。【指定様式】

本人及び保護者署名、保証人連署のうえ、当育英会へ提出しなければなりません。

- ※ 保証人は、保護者(父母)以外。村内へ住所を有する者で、村県民税の申告をし、所得を有する満20歳以上75歳未満の者に限ります。
- ※ 保証人は、別世帯2名立てなければいけません。
- ※ 保証人は、貸費生が償還義務を怠ったときは、その償還の義務を負います。
- ※ 遅延の連絡なく誓約書の書類が提出されない場合は、採用が取り消されますのでご注意ください。
- ※ やむを得ず、他市町村在住者を保証人とする場合は、令和5年度 所得証明書を添付してください。ただし、保証人は沖縄県内在住者に限ります。

(2) 振込口座確認書の提出

貸費生に決定された者は、提出期限までに誓約書と併せて振込口座確認書を提出してください。

- ※ 新規貸費生または振込口座を変更する継続申請者は、預貯金通帳(写)も必要です。

<お問合せ先>

読谷村育英会 (読谷村教育委員会 教育総務課)

担当：大城 tel. 098-982-9228